

令和5年度原子力規制委員会行政事業レビュー行動計画

令和5年4月28日
原子力規制庁

令和5年度の原子力規制委員会における行政事業レビューについては、「行政事業レビューの実施等について」（平成25年4月5日閣議決定）、「行政事業レビュー実施要領」（平成25年4月2日行政改革推進会議策定）等に定めるもののほか、本行動計画により実施するものとする。

1. 行政事業レビューの取組体制

(1) 行政事業レビュー推進チーム

- 原子力規制庁の職員で構成される「行政事業レビュー推進チーム」（以下「チーム」という。）を設置し、以下の体制で行政事業レビューを実施することとする。

統括責任者 : 次長

副統括責任者 : 長官官房参事官（会計担当）

メンバー : 長官官房政策立案参事官、長官官房会計部門経理調査官

(2) 外部有識者の指名及び行政事業レビュー外部有識者会合

- 外部の視点を活用したレビューを実施するため、複数名の外部有識者を指名する。また、これらの外部有識者で構成される「行政事業レビュー外部有識者会合」を設置する。

2. 行政事業レビューの取組の進め方

(1) 行政事業レビューシートの作成

- 事業所管課室長は、令和6年度新規要求事業を含む当該課室所管の全事業（事務的経費、人件費等を除く。以下同じ。）について、エビデンスに基づく政策立案（以下「EBPM」という。）の手法等を用いて、事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検を行い、事業の改善、見直しにつなげるとともに、予算の支出先、使途、活動実績等を把握し、事業の自己点検を行い、行政事業レビューシート（以下「レビューシート」という。）を作成する。
- チームは、事業所管課室長が作成したレビューシートに適切な記入及び厳格な自己点検が行われているかを確認し、必要に応じて指導を行う。

(2) 外部有識者による点検

① 点検対象事業の選定

- チームは、レビューでEBPMを実践するという観点を踏まえて、「アウトカムが適切に設定されているか」、「事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検及び改善が行われているか」、また、「同じ予算でより多くの成果を引き出す工夫はないか」、「より少ない予算で同等以上の成果を引き出す工夫はないか」、「そもそも国

費投入の必要性はあるのか」等の観点から、外部性を確保した点検を行うため、行政事業レビュー外部有識者会合を開催し、外部有識者による点検を受けるべき事業について選定する。

- 点検対象事業の選定は、外部有識者に候補を示し、意見聴取を行った上で行う。また、選定した日から起算して5日間（土日、祝日を除く。）、外部有識者からの追加又は変更に係る申出を受け付けることとし、これを経た上で最終決定する。

② 公開プロセス

(ア) 公開プロセス対象事業の選定

- チームは、内閣官房行政改革推進本部事務局が選定する外部有識者の参加も得た形で行政事業レビュー外部有識者会合を開催し、上記①で選定した事業の中から、外部有識者に候補を示し、意見聴取を行った上で公開プロセス対象事業を選定する。また、選定した日から起算して5日間（土日、祝日を除く。）、外部有識者からの追加又は変更に係る申出を受け付けることとし、これを経た上で最終決定する。

(イ) 公開プロセスの進め方

- チームは、内閣官房行政改革推進本部事務局が選定する外部有識者の参加も得た形で公開プロセスを開催する。
- 公開プロセスの議事は、
 - ・ 外部有識者からの取りまとめ役の指名
 - ・ 対象事業に係る事業所管課室からの説明
 - ・ 説明内容に対する質疑応答
 - ・ 取りまとめ役によるコメントの取りまとめの順で行う。
- チームは、公開プロセス終了後、取りまとめられたコメントをレビューシートの所定の欄に記入する。

③ 公開プロセス対象事業以外の点検対象事業の外部有識者による点検

- チームは、公開プロセス対象事業以外の点検対象事業に係る外部有識者による点検を受けるために、公開プロセスとは別に、行政事業レビュー外部有識者会合を開催する。
- 上記外部有識者会合の議事は、
 - ・ 対象事業に係る事業所管課室からの説明
 - ・ 説明内容に対する質疑応答
 - ・ 外部有識者所見の取りまとめの順で行う。
- チームは、外部有識者会合終了後、取りまとめられた外部有識者所見をレビューシートの所定の欄に記入する。

④ 原子力規制委員会での外部有識者による講評

- チームは、公開プロセスを含む外部有識者による点検終了後、内閣官房行政改革推進本部事務局が選定する外部有識者の参加も得た形で、原子力規制委員会での外部有識者による講評の機会を設ける。

(3) チームによる点検

- チームは、全事業について、EBPMの手法等を活用して、作成されたレビューシートを基に点検を行う。その際、必要に応じて事業所管課室からの調査、ヒアリング等を行う。
- チームは、点検結果を所見として、所見に至った過程・理由とともに、レビューシートの所定の欄に記入する。

(4) 概算要求等への反映

- 事業所管課室長は、チームの所見を令和6年度予算の概算要求や予算執行等に反映させるとともに、その反映状況等についてレビューシートに記載する。
- チームは、レビューシートに反映内容が適切に記載されているかを確認し、必要に応じて事業所管課室に対して指導を行うとともに、その結果を取りまとめる。

(5) 基金の点検等

- 原子力規制委員会に係る点検等の対象となる基金としては、復興庁で計上した予算により福島県に造成された福島県民健康管理基金（環境放射線モニタリング勘定）（以下「モニタリング勘定」という。）がある。
- モニタリング勘定を所管する監視情報課長は、以下の取組が適切に行われているか確認した上で、同勘定に係る地方公共団体等保有基金執行状況表を作成する。
 - ・ モニタリング勘定の執行状況、同勘定で行われる事業の進捗状況等を正確に把握しているか
 - ・ モニタリング勘定を管理する福島県における自己点検推進及び実施体制の整備状況等の確認を適切に行っているか
- チームは、作成された地方公共団体等保有基金執行状況表が適切に記載されているかを確認し、必要に応じて同課長に対して指導を行うとともに、同執行状況表を取りまとめ復興庁に報告する。

3. スケジュール

5月26日（金）	第1回行政事業レビュー外部有識者会合
6月9日（金）	公開プロセス
6月23日（金）	第2回行政事業レビュー外部有識者会合
7月14日（金）	第3回行政事業レビュー外部有識者会合
8月上旬	原子力規制委員会定例会にて公開プロセス対象事業についての講評
8月末	概算要求書の提出
9月上旬	レビューシートの公表、概算要求等への反映状況等の公表
9月中旬	令和6年度新規要求事業のレビューシートの公表

(※) 特別な事情により、上記スケジュールに依りがたい場合は、柔軟に対応するものとする。